

# 災害対策について

災害対策について、次のような視点から質問が行われました。

【要介護者に対する姉妹都市との災害協定】

質問：地震などの災害があった場合、特別養護老人ホームや養護施設に介護者やヘルパーなどを相互に送り合う、姉妹都市との協定はどのようになっているか。

部長：姉妹都市との福祉施設職員の相互派遣は、平成十九年度に始めた足利市に続いて、本年七月六日に市長が上田市を訪問し、※福祉施設職員応援体制の覚書を締結した。

秋市については、本年三月に覚書締結についての協議の申し入れを行った。今年度中に両市で話し合いを進め、できるだけ早く覚書を締結したいと考えている。

## （健康福祉部）

【防災計画について】

質問：鎌倉市における防災計画は、前回の改定からかなり時間が経過しており、早急な見直しが必要だと思いが、改定の予定はどのようになっているか。

部長：県は、今年度中に（仮称）神奈川県地震防災戦略を策定し、その後地域防災計画の改定を予定している。

鎌倉市においても神奈川県との地域防災計画の改定のスケジュールとの整合性をとりながら、早ければ来年度中に鎌倉市地域防災計画の改定に着手したいと考えている。

【災害時の対応について】

質問：鎌倉市は谷戸が多いので、災害時の人命救出や復旧時に使用する重機やトラックの輸送手段が重要になってくるが、その手配はどのようになっているか。

部長：市内で災害が発生し、人命救出、応急復旧や被災した建物等を早急に撤去しなければならぬと判断した場合は、社団法人鎌倉市建設業協会へ協力を要請を行う。この要請により、同協会は作業を行うことになる

が、解体撤去作業を実施する際は市として所有者に作業の必要性を説明し、承諾を得て実施することになる。

## （防災安全部）

【地震対策について】

質問：耐震診断をした結果、耐震補強工事が必要とされた数、補強工事をした数について伺いたい。

部長：鎌倉市耐震改修促進計画に基づき、平成十九年度から昭和五十六年五月以前に建築された住宅等を対象として補助を行っている。平成十九年度は、耐震診断を受けた件数が七十三件、やや危険または危険との判定は六十六件、補助金の交付を受け改修を行ったのが十二件。平成二十年度は、耐震診断を受けた件数が五十九件、やや危険または危険との判定は四十九件、補助金の交付を受け改修を行ったのが十八件だった。

質問：鎌倉市耐震改修促進計画では、目標として平成二十七年まで三千戸の耐

震化を図るといことだが、これはかなり大変な取り組みではないか。

部長：現実的には、補助の予算化は二十数件という現状なので、三千戸には追いつかないが、本来建物自体は所有している方が自分の財産の安全を守るということが第一義だと考えており、その手助けということで補助を市のほうで用意しているという考えだ。

質問：市として、家具転倒防止対策についてはどのようなように考えているか。

部長：鎌倉市では地震発生時の備えとして、市のホームページ、「広報かまくら」、防災の手引や、自主防災組織が実施する防火・防災訓練などの機会に、市民に対し家具転倒防止対策について周知を図っている。家具の転倒防止対策事業は、県の補助金のメニューにもあるので、今後は補助金を利用して他市の利用状況や内容を調査し、その方策について検討したいと考えている。

質問：家具の転倒防止対策については、県の補助を待つだけでなく、市としてもやっていくという考えはないか。

部長：補助金のメニュー以外で市の単独費ということだが、全体の枠の中で今後検討していきたい。

## （都市調整部・防災安全部）



# 陳情の議決結果

## 【採択した陳情】

◆深沢地域国鉄跡地周辺整備事業の早期推進を求めることについての陳情

本陳情は、深沢地域の新しいまちづくり基本計画をもとに、取得済み市有地である旧国鉄清算事業団用地やJR東日本鎌倉総合車両センター用地等を中心とした整備ゾーン

の土地利用計画及び導入公共機能を早期に確定し、面整備ゾーンに住む西側権利者の生活設計が一日も早く確立できるように、議会として推進

していくことを求めるものである。

市からの説明によれば、面整備ゾーンの具体的な土地利用計画については、深沢地区事業推進専門委員会において、平成十六年策定の深沢地域の新しいまちづくり基本計画、深沢地区事業推進協議会からの提言及び村岡・深沢地区拠点づくり検討調査の結果等を踏まえ、検討を進めており、今年度中に土地利用計画をまとめ、導入機能については、市内に設置した公共施設

の全体的配置計画策定検討会で検討を進めており、深沢地区において取得した公共用地の土地利用計画を定め、年度内にまとめる土地利用計画に反映させていくこととす。

また、西側権利者への対応としては、土地区画整理事業については、個々の具体的な減歩、補償及び換地を示せる段階には至っていない状況であり、西側権利者に対し、事業

展開や生活設計の構築に不安を与えているため、本年九月から、個々に土地利用についての希望等を聞き、合意形成を図れるよう進めていくこととす。

今後は、西側権利者との合意形成が事業を推進する上で、平成十六年策定の深沢地区の新しいまちづくり基本計画、深沢地区事業推進協議会からの提言及び村岡・深沢地区拠点づくり検討調査の結果等を踏まえ、検討を進めており、今年度中に土地利用計画をまとめ、導入機能については、市内に設置した公共施設

の全体的配置計画策定検討会で検討を進めており、深沢地区において取得した公共用地の土地利用計画を定め、年度内にまとめる土地利用計画に反映させていくこととす。

また、西側権利者への対応としては、土地区画整理事業については、個々の具体的な減歩、補償及び換地を示せる段階には至っていない状況であり、西側権利者に対し、事業

展開や生活設計の構築に不安を与えているため、本年九月から、個々に土地利用についての希望等を聞き、合意形成を図れるよう進めていくこととす。

今後は、西側権利者との合意形成が事業を推進する上で、平成十六年策定の深沢地区の新しいまちづくり基本計画、深沢地区事業推進協議会からの提言及び村岡・深沢地区拠点づくり検討調査の結果等を踏まえ、検討を進めており、今年度中に土地利用計画をまとめ、導入機能については、市内に設置した公共施設

の全体的配置計画策定検討会で検討を進めており、深沢地区において取得した公共用地の土地利用計画を定め、年度内にまとめる土地利用計画に反映させていくこととす。

また、西側権利者への対応としては、土地区画整理事業については、個々の具体的な減歩、補償及び換地を示せる段階には至っていない状況であり、西側権利者に対し、事業

# 可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

## UR（独立行政法人都市再生機構）賃貸住宅への定期借家契約拡大導入に関する意見書

本年3月31日に閣議決定された規制改革推進のための3か年計画（再改定）において、UR賃貸住宅における定期借家契約の幅広い導入の具体的な措置が決定した。これにより、独立行政法人都市再生機構では、具体的な措置を平成21年度に達成すべく、まず全国32団地約3万戸を、管理開始年代、立地及び家賃帯等の面で代表的な団地として試行的に選定し、本年5月中旬以降、準備が整い次第、定期借家契約による入居者募集を開始することとしている。

今回の定期借家契約の主な内容は、契約期間を5年間とすること、家賃改定は契約期間中実施しないこと、契約期間満了後の通知の際に、機構が再契約可能と判断する場合は、契約者に対して再契約の案内を行うこととするものである。また、この定期借家契約による空き家入居者募集の対象として試行的に選定する代表的団地は、全賃貸住宅の管理戸数の約2割まで順次拡大する予定としている。

本市におけるUR賃貸住宅であるレーベンスガルテン山崎は、対象団地に挙がっていないものの、導入対象が今後段階的に拡大していく可能性もあり、高齢化が進む中、入居者には不安の声が広がっている。UR賃貸住宅への定期借家契約拡大導入によって、入居者は5年ごとに非常に不安定な状況におかれることとなる。

よって、政府におかれては、現在試行段階であるUR賃貸住宅への定期借家契約拡大導入に関し、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努め、入居者が安心して居住できる環境づくりのために、今後さらなる検討と見直しをされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日

鎌倉市議会

## 地方自治体の実情に配慮した予算執行を求めることに関する意見書

我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立している。総額で14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金や交付金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して、準備を行っているところである。

政府は9月18日の閣議で、子ども手当など、マニフェストで掲げた独自政策の財源を確保するため、今年度補正予算の一部を執行停止する方針を閣議決定した。

その中で、補正予算のうち、地方自治体が交付対象となっていない基金や、官庁の施設整備費などについて執行を一時停止し、各閣僚に補正の全事業の執行の是非を検討するよう指示したとのことであるが、特に地方自治体の予算の見直しに際しては、地方の実情や事業の必要性などを丁寧に検証した上で最大限に配慮されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日

鎌倉市議会

く、計画の遅れを心配していることとあり、平成二十三年度の都市計画決定を目指し、責任を持ってスケジュールの進行管理を行うとともに、合意形成をしっかりと図り、市民に不安を抱かせないよう事業を推進していく必要があることとす。

本陳情は、携帯電話・PHS中継基地局の設置に関する条例の迅速な制定についての陳情

市からの説明によれば、まちづくりの視点及び紛争予防の観点から、条例制定の形式として、鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の一部改正及び鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正

市からの説明によれば、まちづくりの視点及び紛争予防の観点から、条例制定の形式として、鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の一部改正及び鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正

定で対応するかの方法を検討していることとす。また、条例の立案に当たっては、基地局建設前の計画の公開及び十分な説明の実施を通じ、市民者に求めることを重視して、今後、案文をまとめた上で法制的な詰め作業を行っていくこととす。

総務常任委員会では、条例制定に向けた市の考え方などを踏まえ、慎重に審査した結果、工事前前に事業者が計画書等を市に提出するようなルールづくりをすること、説明会の開催等、近隣住民の理解に努めること、環境や景観の保全及び福祉施設等との距離に十分留意することなどを盛り込んだ条例の早期制定を求める立場から、全会一致により採択し、本会議でも、総員の賛成により採択しました。

◆保険で良い歯科医療の実現を求める意見書を国に提出することを求める陳情

◆保険で良い歯科医療の実現を求める意見書を国に提出することを求める陳情